



第二期成年後見制度利用促進基本計画の下での 当法人の活動の方針について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

副理事長(成年後見制度利用促進専門家会議委員) 西川 浩之

令和3年3月25日、政府は、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画対象期間とする新たな成年後見制度利用促進基本計画（第二期成年後見制度利用促進基本計画）を閣議決定した。

本稿では、第二期成年後見制度利用促進基本計画の下での当法人の活動の方針を紹介する。なお、以下に示す事項の詳細は、令和4年度の当法人の指定研修において解説することを予定している。

1 当法人の会員に求められる執務姿勢について

当法人の会員には、以下のとおりの執務姿勢が求められる。

(1)財産管理のみを重視するのではなく、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援や身上保護も重視した後見事務を行う「後見の専門職」（注1）を目指す。

（注1）平成30年度当法人事業計画

「後見の専門職」へのパラダイムシフト（「司法書士という専門職である後見人」から「後見の専門職」へ）

従前は、司法書士という専門職が後見人に選任されていた状態であったが、今後は、成年後見業務にとって専門性の高い知識・見識を備えた社会から信頼される「後見の専門職」を養成し、推薦する団体へ変革することを目指す。

(2)権利擁護支援チーム（注2）に後見の専門職として加わり、適切に本人の権利擁護を図る活動をする。

（注2）権利擁護が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組み。

(3)「『司法による権利擁護支援』の担い手」・「国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする法律事務の専門家」（注3）として、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等を通じた福祉と司法の連携強化に資する活動をする。

（注3）司法書士法第1条

（司法書士の使命）

第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。

2 支部役員・委員・会員に望まれる支部事業又は後見事務への取組

支部事業活動及び後見事務においては、特に次の点に留意して活動することが望まれる。

(1) 司法（家庭裁判所）と福祉・行政（中核機関）の双方へのコミットが求められていることを認識して日々の活動をする。

家庭裁判所だけでなく、行政・中核機関と向き合って、日々の活動を行う。

家庭裁判所の視点は、個別の事件の適正な管理・監督が中心であり、従前の司法書士の日々の業務も同様であったと思われる。これに対し、中核機関・行政は、個別の事件における権利擁護支援（個別支援）の観点とともに、地域における権利擁護支援の体制整備の観点から、権利擁護支援を考えている。我々も、個別支援の観点だけでなく、地域における権利擁護支援の体制整備の観点からも、地域における権利擁護支援に関わっていくことが求められている。

(2) 成年後見制度「以外」の制度の利用による権利擁護支援や、個々の成年後見等事件の受託に限らない権利擁護支援への適切な関与が求められているという認識を持って活動する。

司法書士には、「個別のケースの支援（への関与）」だけでなく、「体制づくりへの参画」「地域課題への対応」も求められている。そして、そのためには、地域の市民後見人育成事業や法人後見の実施体制に積極的に関わり、中核機関（成年後見支援センター・権利擁護センター）の業務にも直接・間接に関与することが求められる。また、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業、生活保護、地域において公的な機関や民間事業者によって担われている簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等の各種の生活支援サービス（身寄りのない人等への生活支援等のサービス）等の実施状況や虐待対応の実務についても精通するよう努める必要がある。

司法書士には、成年後見制度を含む（成年後見制度に限らない）地域における権利擁護支援の総合アドバイザーとしての活動が期待されており、支部には、司法書士会と役割分担をしながら、地域における権利擁護支援施策に適切に関与し参画することが求められている。

(3) 個人や家族を対象にする「ケースアドボカシー」だけでなく、地域や集団を対象にする「クラスマドボカシー」の視点からの活動にも積極的に取り組む。

今、司法書士に求められていることは、まずは、個々の受託事件において、常に、意思決定支援による権利擁護支援の基礎となる「チームによる支援」を念頭に置いて、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一員として活動することであり、その上で、地域における権利擁護支援の体制づくりという観点から活動することである。

個々の成年後見等事件の受託というミクロレベルの権利擁護支援の実践を、地域というメゾンレベル、更には地方公共団体や国の計画、制度、政策等というマクロレベルの権利擁護支援に活かすことが期待されている。

(4) 家庭裁判所からはもちろんのこと、行政・中核機関からも、「司法による権利擁護支援」という観点からの関わりが求められていることを認識して活動する。

本人の「意思決定支援」（積極的権利擁護）という観点とともに、「司法による権利擁護支援」（権利侵害からの回復支援・そのための連携体制の構築）という観点が求められている。そのため、成年後見制度「以外」の権利擁護施策への関与が求められるだけでなく、例えば、意思決定支援による権利擁護支援の過程で支援者が気付いた法的課題等（消費者被害の予防・回復、債務整理、虐待、相続等の法的課題等＝成年後見制度以外の法的支援）への迅速な対応が求められている。